様式第３８号（第７９条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

小野町長　　　　　　　　　　印

更生訓練費支給決定（却下）通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました　　　　年　　月分の更生訓練費の支給については、下記とおり決定（却下）しましたので、通知します｡

記

1　決定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 更生訓練費支給額 | 金　　　　　　　円 |  |

内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 訓練のための経費　　　　　　　　円 |  |
| 通所のための経費　　　　　　　　円 |

2　却下

理由

教示

1　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。

2　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定のあったことを知った日から6か月以内に、小野町長を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。